

個人情報保護規程

公益財団法人ほしのわ

公益財団法人ほしのわ

個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ほしのわ(以下「財団」という)における個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における個人情報とは、個人情報保護法第2条に規定される個人情報をいう。
なお、財団は、個人情報として、以下の書類及びそれらに基づいて作成されたデータの取扱いを予定している。

奨学生願書・奨学生推薦書・成績を証明するもの・住民票・保護者の所得証明書・同意書・課題

(適用)

第3条 この規程は、財団の理事・評議員・監事・事務員及び奨学生選考委員に適用される。

(個人情報保護方針)

第4条 財団は、個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、次の事項を含む個人情報保護方針を定める。

- 2 財団は、個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに財団の事業内容に照らし適切に個人情報を取り扱うものとする。
- 3 財団は、第7条により特定した利用目的のみに個人情報を利用する。

(個人情報保護管理責任者)

第5条 財団の個人情報取扱いに関する総括責任者は、代表理事とする。

(個人情報の管理)

第6条 財団は、この規程に従い個人情報を適切に管理し、利用・保管・返却・破棄しなければならない。

(利用目的)

第7条 財団が、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。

- 2 財団が、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならないものとする。

(安全管理措置)

第8条 財団は、個人情報の漏洩防止その他の安全管理のために、人的・物理的・技術的に適切な措置を講じるものとする。

(第三者提供の制限)

第9条 財団は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 2 財団が、個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報保護管理責任者の承認を受けなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(細則)

第11条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が定める。

附則

1. この規程は、2018年11月22日から施行する。
2. この規程は、2019年12月11日から施行する。